

# 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議

## デジタル教科書に関する主な提言等

### 「日本再興戦略」改訂2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）

#### 第二 一．日本産業再興プラン

4．世界最高水準のIT社会の実現（3）新たに講すべき具体的施策 iv) IT利活用の更なる促進 ⑪教科書のデジタル化

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る。

### これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（抄）（平成27年5月14日教育再生実行会議第七次提言）

2．これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新（2）ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成

○ 国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上の提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。

## 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 委員名簿

堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授【座長】  
天笠 茂 千葉大学特任教授【座長代理】  
新井 健一 (株)ベネッセホールディングスベネッセ教育総合研究所理事長  
井上 秀子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会前理事  
尾上 浩一 公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事  
金子 晓 広尾学園中学校高等学校教務開発統括部長  
黒川 弘一 光村図書出版(株)専務取締役ICT事業本部長  
神山 忠 岐阜県岐阜市立岐阜特別支援学校教諭  
近藤 武夫 東京大学先端科学技術研究センター准教授

高梨 博和 東京都荒川区教育委員会教育長  
中川 哲 日本マイクロソフト(株)業務執行役員シニアディレクター  
東原 義訓 エンタープライズ事業改革担当兼文教戦略担当  
福田 孝義 信州大学学術研究院教育学系教授  
福田 純子 教育学部附属次世代型学び研究開発センター副センター長  
毛利 靖 佐賀県武雄市ICT教育監  
山内 豊 東京都練馬区立光が丘春の風小学校校長  
若江 眞紀 茨城県つくば市教育局総合教育研究所所長  
東京国際大学商学部教授  
(株)キャリアリンク代表取締役

## 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議における審議経過

第1回（平成27年5月12日）	：教科書制度の概要、「デジタル教科書」に関する諸課題	※役職等は平成28年4月現在
第2回（平成27年6月30日）	：「学びのイノベーション事業」実証研究報告、教科書協会からの意見聴取	
第3回（平成27年7月21日）	：DiTT、全国教科書供給協会、CoNETS、全日本印刷工業組合連合会からの意見聴取	
第4回（平成27年9月15日）	：理数系学会教育問題連絡会、日本小児連絡協議会からの意見聴取	
学校視察（平成27年9月30日）	：荒川区立尾久八幡中学校	
第5回（平成27年11月11日）	：教科用図書検定調査審議会 鈴木委員、東京書籍株式会社 川瀬ICT事業本部第一営業部長からの意見聴取	
第6回（平成27年12月16日）	：国立情報学研究所 新井教授からの意見聴取、保護者アンケート(小・中学校、高等学校)結果	
意見交換（平成28年2月19日）	：委員間での意見交換	
第7回（平成28年4月22日）	：中間まとめに向けた論点の整理について議論	
第8回（平成28年6月2日）	：中間まとめ(案)について議論 ⇒ 中間まとめ	
第9回（平成28年10月21日）	：最終まとめに向けた検討	
第10回（平成28年11月30日）	：最終まとめ(案)について議論 ⇒ 最終まとめ	

# 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ【概要】

## 検討の背景

教育における情報化が進展する中で、児童生徒の学びを質・量両面から向上させるため、学びの手段や学習環境としてのICTの将来性・可能性を見据えて、教科書へのICTの活用の在り方について検討が求められている。

【関係の政府提言】日本再興戦略改訂2015、教育再生実行会議第七次提言 等

## 現行制度における教科書の意義及び位置付け

- ◇ 各学校において使用しなければならない =「**使用義務**」
- ◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある =「**質の確保**」
- ◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される =「**経済的負担軽減**」
- ◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等 =「**安定供給の確保**」
- ◇ 著作権の権利制限が認められている =「**適切な著作物の利用による質の向上**」

**全国的な教育水準の向上**

**教育の機会均等の保障**

**適正な教育内容の担保** 等の実現

## デジタル教科書の内容・範囲

※デジタル教科書：DVDやメモリーカード等の記録媒体に記録されるデジタル教材のうち教科書の使用義務の履行を認めるもの

- ・ 教科書は、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するために、原則、その全てを学習することが必要であり、質を確保するために検定が行われている
- ・ 現行制度上、本格的な実証研究を行うことは不可能であることから、デジタル教科書の使用による効果・影響について、客観的・定量的な検証は困難
- ・ デジタル教科書がプラスとマイナスの両面の効果・影響等を持ち得ることを理解した上で、段階的かつ慎重に導入を進めていくことが適当

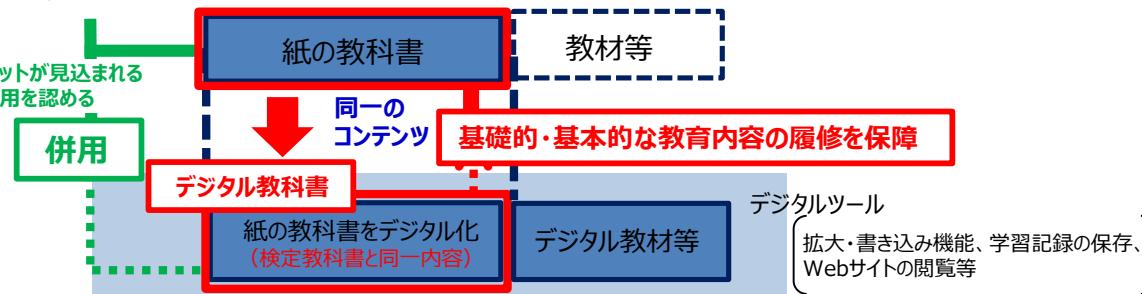


- ◇ 紙の教科書とデジタル教科書の**学習内容（コンテンツ）は同一**であることが必要
- ◇ 紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書により学びの充実が期待される**教科の一部（単元等）の学習に当たって、紙の教科書に代えて使用すること**により、「**使用義務**」の履行を認める特別の教材として**デジタル教科書を位置付ける**ことが適當 =「**併用制**」
- ◇ 紙の教科書等による学習が困難な**障害のある児童生徒等**のうち、デジタル教科書の使用による学習が効果的である**児童生徒に対しては、より積極的な使用を可能とすることが望ましい**

※ 紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する「選択制」の仕組みの導入については、教科書により基礎的・基本的な教育内容の履修を保障することが不可欠であることに鑑みれば、デジタル教科書の使用による教育上の効果や健康面への影響等に関する調査研究等の結果等を踏まえることが必要であり、現時点において認めるることは適當ではない。ICT環境の整備状況等、様々な状況を見極めながら、デジタル教科書の導入後、一定の期間を経た後に改めて検討を行うことが適當。

## <デジタル教科書のイメージ>

※デジタル教科書の導入によるメリットが見込まれる  
学習内容の履修について一部使用を認める



### <教科書検定制度との関係>

- デジタル教科書の学習内容は紙の教科書と同一であることから、改めて検定を経る必要はないとすることが適当。紙の教科書との同一性については、発行者の責任において確保されるべきであり、当面は、デジタル教科書の制作者は紙の教科書を制作する発行者のみとすることが適当。
- 動画や音声等については、学習効果が期待されるものの、部分的な修正が困難であることや、可変性があり膨大な情報量の内容について検定を経ることが必ずしも適当ではないことから、検定を要しない教材として位置付けることが適当。
- 教科用図書検定調査審議会等において、URLやQRコード等の検定上の取扱いについて、専門的な見地から審議を行うことが必要。

### <学習内容の特性への配慮>

- 導入を一部の教科に限定したり、使い方に差異を設けるといったことを現時点において決定することは必ずしも適当ではないが、教科・単元等の学習内容の特性に配慮しつつ、発行者の創意工夫をいかし、教育委員会や学校における使用の参考となるようなガイドラインを国が策定することが必要。

### <教科書無償制度との関係>

- 紙の教科書のみを使用する児童生徒との公平性の観点や、紙の教科書を基本とする使用形態等から、紙の教科書とデジタル教科書の双方を無償措置の対象とすることは直ちには困難。
- 障害のある児童生徒に一層積極的な使用を認め、紙の教科書を使用しない場合には、法令上の措置も含めて検討することが必要。
- 中長期的には、普及・定着の状況も勘案しながら、選択制を含めた制度面の検討と併せて、紙の教科書とデジタル教科書のいずれか一方又は双方を、無償措置の対象とすることを検討することが望ましい。

## デジタル教科書の導入の方向性

### <教科書採択、教材選定>

- デジタル教科書の使用は、教科書採択の権限を有する教育委員会等が決定し、その判断により特定の学校や教科等での使用も可能とすることが適当。
- デジタル教材については教育委員会等が責任をもって調査・検討した上で使用を決定すべきであるが、国においても、選定の観点や方法等に関するガイドラインの策定等を通じて、質の確保されていないデジタル教材が児童生徒に渡ることのないよう十分に留意し、活用に不安が生じないような配慮が必要。

### <供給方法>

- 発行者に確実な供給を担保させた上で、記録媒体による供給や配信による供給等、いずれの方法によることも可能とすることが適当。

### <価格>

- 地方自治体や保護者等に過度な負担を課すことのないよう、価格を可能な限り低廉に抑える工夫が必要。また、周辺環境の整備状況も踏まえつつ、使用を希望する地方自治体等において、全ての児童生徒が家計の状況に関わらず支障なく使用できるよう、必要な経済的支援を含めて積極的な取組が必要。

### <障害のある児童生徒に対する配慮>

- 標準化された規格や機能によっては、個々の障害の状態や学習ニーズに応じた拡大や音声読み上げの機能等の必要性の違いに対応しきれないことも想定されることから、国が一定程度関与しつつ、教科用特定図書等の製作・普及を行う現行の仕組みについては、一層の充実を図っていくことが適当。

### <著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方>

- 文化審議会等において、デジタル教科書への著作物の掲載や配信形式による供給等に対応する権利制限の在り方についての専門的な審議が必要。

### 教育の情報化加速化プラン(具体的な取組施策)

急速に情報化が進む現在社会においては、国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組むことが不可欠。

- ①2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用のビジョン等の提示
- ②授業・学習面でのICTの活用
- ③校務面でのICTの活用
- ④授業・学習面と校務面の両面でのICT活用
- ⑤教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制
- ⑥ICTによる学校・地域連携

### <求められるICT環境の整備>

#### (情報端末)

- デジタル教科書の使用形態に鑑みれば、個々の使用の場面において、児童生徒一人一人に対してデジタル教科書が用意されていることが必要。
- 情報端末の規格や機能の標準化等に加え、児童生徒の使いやすさやアクセシビリティの確保、相互互換性、価格の低廉化、児童生徒への影響等の観点について検討することが必要。  
※ 仮に、将来的に「選択制」の仕組みの導入を検討することとなる場合には、学校、家庭を通じて児童生徒が一人一台使用できるような情報端末の整備が必要。

#### (ネットワーク環境)

- 導入段階においては、ネットワーク環境を利用しなくてもデジタル教科書を使用できる形態とすることが適当。
- インターネット環境に接続する場合には、各教育委員会や学校において、接続管理やフィルタリング等の対策を講じるとともに、児童生徒に対する十分な指導を行うことが必要。

### <デジタル教科書の効果的な活用のための条件整備>

- 紙の教科書と併用したデジタル教科書の使い方やデジタル教材を使用するための方針を明確化し、教員等の実践を通じた知見を学校全体として共有することが重要であり、研修等を通じて、ICT活用指導力を含めた教員の指導力向上のための取組の充実が必要。
- デジタル教科書を円滑に使用することができるよう、トラブルに速やかに対応できるサポート体制等の環境整備が重要。

### デジタル教科書の導入時期等

- 次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入することができるよう、文部科学省、教科書発行者をはじめとした関係者において、そのために必要な制度改正や関連する準備作業を着実に進めていくことが必要。
- その際、幅広い関係者に対して、導入に向けた考え方や具体的な活用方法等について情報提供や普及・啓発を行うなど、デジタル教科書に関する理解を促進し、円滑に導入できるようにするための取組が必要。